

## 保存活用推進行動計画について

## 1 北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画について

## (1) 目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値の保全と両立した公開・活用のための基本的な理念や方針を共有し、その実現のために必要な施策の方向性や具体的な取組内容等を示すもの。令和元（2019）年12月策定。

## (2) 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

## (3) 基本方針

縄文遺跡群が持つ顕著な普遍的価値を保護、保全し、整備活用し、確実に次世代へ継承するため、世界遺産条約及び世界遺産条約履行のための戦略的目標等を踏まえ、4つの方針を設定。

方針1 価値を守り、保ち、高める

方針2 価値をわかりやすく、広く伝える

方針3 安心・安全、快適に構成資産を訪れる

方針4 地域全体で価値を共有し、育む

## (4) 行動計画事業一覧

別紙①のとおり。

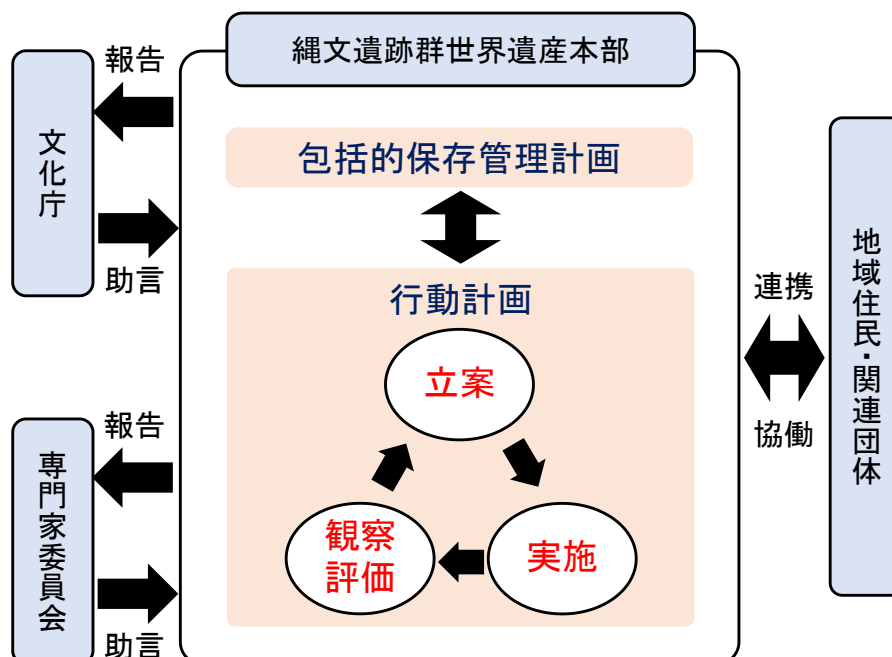


図1 包括的保存管理計画の実施プロセス  
(包括的保存管理計画第11章図11-001より)

## 2 第1回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会における指摘事項

○経過観察と関連して、包括的保存管理計画とともに策定した『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』で示した内容の実施状況について、評価・総括すること。

## 3 2024年度以降の行動計画について

関係自治体における取組の進捗や課題等について整理・検討を行い、令和5年度に『(仮称)北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画 第Ⅱ期(2024～2028年)』を策定する。

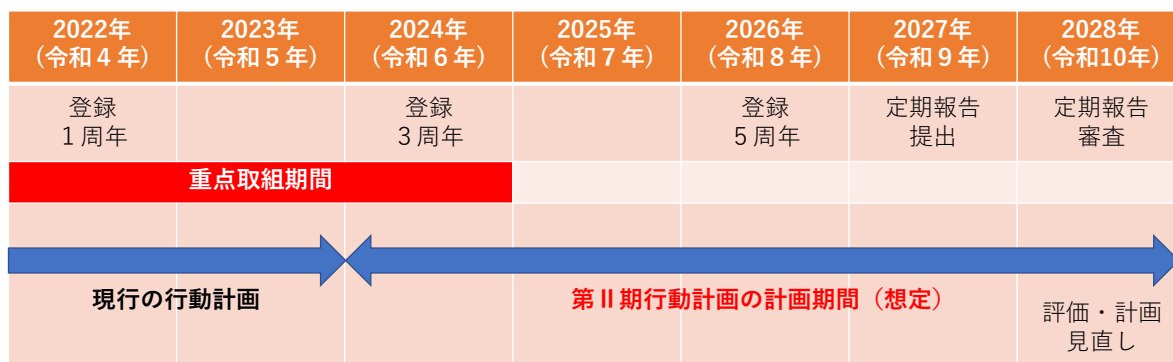


図2 第Ⅱ期行動計画の計画期間

## 4 保存活用推進行動計画の達成状況

別紙②のとおり

## 5 今後のスケジュール(案)

令和5年4月	縄文遺跡群世界遺産協議会に臨時部会(協議会設置要綱第5条2項)として「(仮称)行動計画作業部会」を設置
5月以降	第Ⅱ期行動計画の内容等について検討 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会で報告・意見聴取
令和6年3月下旬	第Ⅱ期行動計画策定